

第74期

定時株主総会

招集ご通知



▶ 開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 2階サンライト

*会場（サンライト）が満席に近くなった場合には第2会場へご案内させていただきます。第2会場では質問をしていただくことはできません。第2会場に案内された株主様で質問を希望される場合は、会場（サンライト）にご移動いただきますので、係員までお申し出ください。

▶ 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面・インターネット等による事前の議決権行使のご活用もお願い申し上げます。

目次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	31
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

ヒロセ電機株式会社

証券コード 6806

2021年6月4日

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目6番3号

ヒロセ電機株式会社

代表取締役社長 石 井 和 徳

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1.日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2.場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 2階サンライト

*会場（サンライト）が満席に近くなった場合には第2会場へご案内させていただきます。第2会場では質問をしていただくことはできません。第2会場に案内された株主様で質問を希望される場合は、会場（サンライト）にご移動いただきますので、係員までお申し出ください。

3.会議の目的事項

報告事項

- 1.第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

4.議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、（5頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5.その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hirose.com/corporate/ja/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際には、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hirose.com/corporate/ja/ir/>) に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

### 【株主様へのお願い】

新型コロナウイルスの流行状況をご確認のうえ、株主総会へのご出席を見合わせていただくことも含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、株主総会へのご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

議決権の行使は、書面またはインターネット等でも可能ですので、積極的なご活用をお願い申し上げます。

### 【来場される株主様へのお願い】

株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

発熱、咳等の症状のある方で感染症が疑われる場合には来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

感染予防のため、体調不良と見受けられる方には、係員がお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。

### 【当社の対応】

係員は検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。

会場にはアルコール消毒液を設置いたします。

会場のお座席は間隔を空けて配置させていただきます。

株主総会の議事は時間を短縮して行う予定です。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、第2、第5、第6、第7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の維持を基本に、業績および経営環境などを総合的に勘案して行いたく下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金120円 総額4,354,163,400円  
これにより、年間の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき120円とあわせて年240円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2021年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、条数の整備を行うものであります。また、取締役会の構成のスリム化を図るため、現行定款第21条第1項について、役付取締役から現在は選定されていない取締役最高顧問を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                | 定 款 変 更 案                 |
|------------------------|---------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条 (省略) | 第1章 総則<br>第1条～第3条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                    | 定 款 変 更 案                                                                         |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (機関の設置)                                    | (機関の設置)                                                                           |
| 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人をおく。 | 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人をおく。                                          |
| 第5条 (省略)                                   | 第5条 (現行どおり)                                                                       |
| 第2章 株式                                     | 第2章 株式                                                                            |
| 第6条～第10条 (省略)                              | 第6条～第10条 (現行どおり)                                                                  |
| 第3章 株主総会                                   | 第3章 株主総会                                                                          |
| 第11条～第16条 (省略)                             | 第11条～第16条 (現行どおり)                                                                 |
| 第4章 取締役および取締役会                             | 第4章 取締役および取締役会                                                                    |
| (員数)                                       | (員数)                                                                              |
| 第17条 当社の取締役は、10名以内とする。                     | 第17条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、10名以内とする。                                |
| (新設)                                       | 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>                                                 |
| (選任)                                       | (選任)                                                                              |
| 第18条 (省略)                                  | 第18条 (現行どおり)                                                                      |
| (新設)                                       | 2 <u>前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。</u>                                  |
| 2 (省略)                                     | 3 (現行どおり)                                                                         |
| (新設)                                       | 4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および監査役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役最高顧問、取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> | <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                             | 定 款 変 更 案                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 (省略)                                                                              | 2 (現行どおり)                                                                                             |
| 第22条 (省略)                                                                           | 第22条 (現行どおり)                                                                                          |
| (新設)                                                                                | <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>                                                                                |
|                                                                                     | 第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> |
| 第5章 監査役および監査役会<br>(員数)                                                              | (削除)<br>(削除)                                                                                          |
| 第23条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>                                                        |                                                                                                       |
| (選任)                                                                                | (削除)                                                                                                  |
| 第24条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> |                                                                                                       |
| (任期)                                                                                | (削除)                                                                                                  |
| 第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>                    |                                                                                                       |
| 2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>                                    |                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査役会に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(常勤監査役)</p>   | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                          |
| <p>第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                         | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p>第6章 取締役および監査役の責任免除<br/>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> | <p>第6章 取締役の責任免除<br/>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                   | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 当社は、業務執行取締役等ではない取締役および監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第29条～第32条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>2 当社は、業務執行取締役等ではない取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第74期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【参考】取締役候補者一覧

| 候補者番号 | 氏名                   | 現在の当社における地位および担当               |          |
|-------|----------------------|--------------------------------|----------|
| 1     | いし い かず のり<br>石井 和徳  | 代表取締役社長                        | 再任       |
| 2     | なか むら みつ お<br>中村 充男  | 専務取締役<br>技術本部 本部長 兼 製作本部管掌     | 再任       |
| 3     | きり や ゆき お<br>桐谷 幸雄   | 取締役<br>製作本部 本部長                | 再任       |
| 4     | さ と う ひろ し<br>佐藤 博志  | 取締役<br>営業本部 本部長                | 再任       |
| 5     | かま が た しん<br>鎌形 伸    | 執行役員<br>管理本部 本部長代理 兼 経営企画部 部長  | 新任       |
| 6     | いな さ か じゅん<br>稲坂 純   | 執行役員<br>技術本部 副本部長 兼 SB事業部 事業部長 | 新任       |
| 7     | い さん よぶ<br>李 相燁      | 取締役                            | 再任       |
| 8     | ほつ た けん すけ<br>堀田 健介  | 社外取締役                          | 再任 社外 独立 |
| 9     | もと な が てつ じ<br>元永 徹司 | 社外取締役                          | 再任 社外 独立 |
| 10    | にし まつ まさ のり<br>西松 正記 | 社外取締役                          | 再任 社外 独立 |

各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

いし い かず のり  
石井 和徳 (1960年1月4日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

|          |            |         |                       |
|----------|------------|---------|-----------------------|
| 1982年4月  | 当社に入社      | 2011年6月 | 専務取締役 就任              |
| 2007年7月  | 技術本部 副本部長  |         | 営業本部 本部長 兼 経営革新推進室 室長 |
| 2008年11月 | 営業本部 副本部長  |         |                       |
| 2009年6月  | 執行役員 就任    | 2012年6月 | 代表取締役社長 就任            |
| 2009年11月 | 営業本部 本部長代理 |         | 現在に至る                 |
| 2010年6月  | 取締役 就任     |         |                       |
|          | 経営革新推進室 室長 |         |                       |

### 【重要な兼職の状況】

- ・東北ヒロセ電機株式会社代表取締役社長
- ・郡山ヒロセ電機株式会社代表取締役社長
- ・一関ヒロセ電機株式会社代表取締役社長
- ・ヒロセコリア株式会社代表理事

### 取締役候補者とした理由

石井和徳氏は、取締役社長として当社グループ全体を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

1,182株

取締役会出席状況

11/11回



候補者番号

2

なか むら みつ お  
中村 充男 (1958年2月23日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |           |         |                    |
|---------|-----------|---------|--------------------|
| 1980年4月 | 当社に入社     | 2015年6月 | 常務取締役 就任           |
| 2007年7月 | 技術本部 副本部長 | 2016年6月 | 技術本部 本部長 兼 製作本部 管掌 |
| 2009年6月 | 執行役員 就任   |         | 現在に至る              |
| 2010年6月 | 取締役 就任    | 2019年6月 | 専務取締役 就任           |
|         | 技術本部 副本部長 |         | 現在に至る              |
| 2013年6月 | 技術本部 本部長  |         |                    |

### 取締役候補者とした理由

中村充男氏は、専務取締役として当社グループの技術開発を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

551株

取締役会出席状況

11/11回



候補者番号

3

桐谷 幸雄 (1958年12月29日生)

再任

## 【略歴、当社における地位および担当】

|          |                          |          |                        |
|----------|--------------------------|----------|------------------------|
| 1982年4月  | 当社に入社                    | 2016年6月  | 取締役 就任                 |
| 2013年4月  | 製作本部 副本部長                |          | 現在に至る                  |
| 2015年6月  | 執行役員 就任                  |          | 製作本部 本部長 兼 品質管理<br>部管掌 |
| 2015年11月 | 製作本部 本部長代理               |          |                        |
| 2016年4月  | 製作本部 本部長代行 兼 品質<br>管理部管掌 | 2017年10月 | 製作本部 本部長<br>現在に至る      |

所有する当社の株式数

1,570株

取締役会出席状況

11/11回

## 取締役候補者とした理由

桐谷幸雄氏は、当社グループの製造全般を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

佐藤 博志 (1970年12月23日生)

再任

## 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                     |         |                           |
|---------|---------------------|---------|---------------------------|
| 1993年4月 | 三井物産株式会社に入社         | 2019年6月 | 取締役 就任                    |
| 2001年7月 | 株式会社キーエンスに入社        |         | 現在に至る                     |
| 2017年2月 | 当社に入社               |         | 営業本部 本部長 兼 海外事<br>業部 事業部長 |
| 2018年4月 | 営業本部 海外事業部 事業部<br>長 | 2020年4月 | 営業本部 本部長<br>現在に至る         |

所有する当社の株式数

200株

取締役会出席状況

11/11回

## 取締役候補者とした理由

佐藤博志氏は、当社グループの営業およびマーケティングを統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

520株

候補者番号

5

鎌形

伸

(1966年6月4日生)

新任

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                             |         |                                    |
|---------|-----------------------------|---------|------------------------------------|
| 1990年4月 | 株式会社NTTデータに入社               | 2019年6月 | 執行役員 就任<br>現在に至る                   |
| 1997年5月 | 株式会社NTTデータ経営研究所に<br>出向      | 2020年6月 | 管理本部 副本部長 兼 経営企画部<br>部長 兼 IT統括部 部長 |
| 2000年4月 | 同社チーフコンサルタント                | 2021年1月 | 管理本部 本部長代理 兼 経営企画部<br>部長<br>現在に至る  |
| 2002年2月 | 当社に入社                       |         |                                    |
| 2002年6月 | 管理本部 全社業務改革推進室 室長           |         |                                    |
| 2008年7月 | 管理本部 IT統括室 室長               |         |                                    |
| 2019年2月 | 管理本部 経営企画部 部長<br>兼 IT統括部 部長 |         |                                    |

### 取締役候補者とした理由

鎌形伸氏は、当社グループの管理業務全般を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、新任の取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

100株

候補者番号

6

稲坂

純

(1961年3月6日生)

新任

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                                                 |          |                                 |
|---------|-------------------------------------------------|----------|---------------------------------|
| 1985年4月 | 日本電気株式会社に入社                                     | 2016年2月  | 当社に入社<br>技術本部 SB事業部 事業部長代理      |
| 2003年4月 | 同社コンピュータ事業部・回路技術部長                              | 2017年1月  | 技術本部 SB事業部 事業部長                 |
| 2005年4月 | 同社コンピュータ事業部長代理                                  | 2019年6月  | 執行役員 就任<br>現在に至る                |
| 2009年4月 | 同社HPC事業部統括マネージャー                                | 2020年10月 | 技術本部 副本部長 兼 SB事業部 事業部長<br>現在に至る |
| 2014年4月 | 同社ITプラットフォーム事業部<br>主席技術主幹、NEC上席<br>アドバンステクノロジスト |          |                                 |

### 取締役候補者とした理由

稲坂純氏は、当社グループのSB事業・生産技術・開発購買を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、新任の取締役候補者となりました。



候補者番号

7

李

相燁

(1961年7月1日生)

再任

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                                           |          |                                  |
|---------|-------------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 1984年1月 | 韓国火薬株式会社に入社                               | 2010年6月  | ヒロセ코리아株式会社<br>代表理事副社長 就任         |
| 1989年3月 | ヒロセ코리아株式会社に入社                             | 2011年11月 | ヒロセ코리아株式会社<br>代表理事社長 就任<br>現在に至る |
| 2007年7月 | 威海廣瀨電機有限公司<br>董事長 就任<br>現在に至る             | 2018年6月  | 当社取締役 就任<br>現在に至る                |
| 2007年8月 | ヒロセ코리아株式会社<br>社内勤労福祉基金代表理事<br>就任<br>現在に至る |          |                                  |

### 【重要な兼職の状況】

- ・ヒロセ코리아株式会社代表理事社長

### 取締役候補者とした理由

李相燁氏は、当社グループの主要な子会社を統括管理しており、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

10/11回



候補者番号

8

ほつ た けん すけ  
堀田 健介

(1938年10月12日生)

再任 社外

独立

所有する当社の株式数

0株

在任年数

10年

取締役会出席状況

11/11回

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                                                                   |          |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------|
| 1962年4月 | 株式会社住友銀行に入行<br>(現株式会社三井住友銀行)                                      | 2007年10月 | 株式会社堀田総合事務所<br>代表取締役会長 就任<br>現在に至る                          |
| 1987年6月 | 同行取締役 就任                                                          | 2008年1月  | モルガン・スタンレー証券<br>株式会社最高顧問 就任<br>(現モルガン・スタンレー<br>MUF G証券株式会社) |
| 1997年6月 | 同行代表取締役副頭取 就任                                                     | 2008年12月 | グリーンヒル・ジャパン<br>株式会社代表取締役会長<br>就任                            |
| 2001年1月 | モルガン・スタンレー・<br>ジャパン・リミテッド会長<br>就任<br>(現モルガン・スタンレー<br>MUF G証券株式会社) | 2011年6月  | 当社 社外取締役 就任<br>現在に至る                                        |
| 2006年4月 | モルガン・スタンレー証券<br>株式会社代表取締役会長<br>就任<br>(現モルガン・スタンレー<br>MUF G証券株式会社) | 2016年5月  | グリーンヒル・ジャパン<br>株式会社最高顧問 就任                                  |
| 2006年6月 | セーレン株式会社<br>社外監査役 就任                                              | 2018年6月  | セーレン株式会社<br>社外取締役 就任<br>現在に至る                               |

### 【重要な兼職の状況】

- ・株式会社堀田総合事務所代表取締役会長
- ・セーレン株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

堀田健介氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営に関して適切な監督が期待されることから、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

9

もと なが  
元永てつ じ  
徹司

(1960年8月4日生)

再任

社外

独立

### [略歴、当社における地位および担当]

|         |                               |          |                            |
|---------|-------------------------------|----------|----------------------------|
| 1985年4月 | 日本郵船株式会社に入社                   | 2015年4月  | 医療法人社団慶成会監事<br>就任          |
| 1997年1月 | 株式会社ポストン・コンサル<br>ティング・グループに入社 | 現在に至る    |                            |
| 2001年9月 | 株式会社フジシールに入社                  | 2015年10月 | 一般社団法人ファミリー<br>ビジネス研究所代表理事 |
| 2003年4月 | 縄文アソシエイツ株式会<br>社に入社           | 就任       |                            |
| 2006年8月 | 株式会社イクティス設立<br>代表取締役 就任       | 現在に至る    |                            |
|         | 現在に至る                         | 2017年6月  | 当社 社外取締役 就任<br>現在に至る       |

所有する当社の株式数

0株

在任年数

4年

取締役会出席状況

11/11回

### [重要な兼職の状況]

- ・株式会社イクティス代表取締役
- ・医療法人社団慶成会監事
- ・一般社団法人ファミリービジネス研究所代表理事

### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

元永徹司氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、経営コンサルタントとしての幅広い実績と深い見識に基づき、当社の経営に関して適切な監督が期待されることから、引き続き社外取締役候補者としてしました。



候補者番号

10

にし まつ  
西松

まさ のり  
正記

(1958年2月3日生)

再任 社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

|         |                           |         |                           |
|---------|---------------------------|---------|---------------------------|
| 1980年4月 | 野村証券株式会社に入社               | 2015年4月 | 野村土地建物株式会社<br>代表取締役社長 就任  |
| 2003年4月 | 同社取締役 就任                  |         | 野村・中国投資株式会社<br>代表取締役社長 就任 |
| 2003年6月 | 同社執行役 就任                  |         | 埼玉開発株式会社<br>代表取締役社長 就任    |
| 2007年4月 | 同社常務執行役 就任                |         |                           |
| 2010年6月 | 野村ホールディングス<br>株式会社 取締役 就任 |         |                           |
| 2013年6月 | 野村証券株式会社<br>取締役 就任        | 2020年6月 | 当社 社外取締役 就任<br>現在に至る      |

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

9/9回

### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

西松正記氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、当社の経営に関して適切な監督が期待されることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 堀田健介氏、元永徹司氏、西松正記氏の3氏は、社外取締役候補者であり、いずれも当社が定めた「社外取締役独立性基準」の要件を満たしております。
  - 堀田健介氏、元永徹司氏、西松正記氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合は引き続き3氏を独立役員とする予定です。
  - 堀田健介氏は、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
  - 元永徹司氏は、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - 西松正記氏は、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
  - 当社は、堀田健介氏、元永徹司氏、西松正記氏の3氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の合計額（最低責任限度額）を限度とする契約を締結しております。なお3氏が再任された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
  - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執

行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。候補者10名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険については、2021年3月29日付で従前の内容で更新されており、1年経過後の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

ちば よしかず  
千葉 良一

(1954年5月12日生)

新任

#### 【略歴、当社における地位および担当】

1978年4月 当社に入社  
2006年12月 秘書室 室長  
2014年5月 社長付副参与  
2014年6月 常勤監査役 就任  
現在に至る

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

千葉良一氏は、当社の幅広い分野にわたる豊富な経験に基づき、長年当社の常勤監査役として務めてまいりました。同氏がこれまでに培ったこの経験から、適切な業務執行の監査が期待されることから、新任の監査等委員である取締役候補者となりました。

所有する当社の株式数

661株

取締役会出席状況

11/11回



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

11/11回

候補者番号

2

すぎしま てるかず  
杉島 光一

(1950年3月12日生)

新任 社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

|          |                          |         |                         |
|----------|--------------------------|---------|-------------------------|
| 1972年4月  | 兼松江商株式会社（現兼松株式会社）に入社     | 2007年6月 | スターゼン株式会社<br>社外監査役 就任   |
| 1974年10月 | プライスウォーターハウス<br>会計事務所に入所 | 2008年6月 | 当社 社外監査役 就任<br>現在に至る    |
| 1978年4月  | 芹沢法律会計事務所に入所             | 2015年6月 | 中越パルプ工業株式会社<br>社外監査役 就任 |
| 1979年3月  | 公認会計士開業登録                | 2016年6月 | 同社 社外取締役 就任<br>現在に至る    |
| 1979年6月  | 税理士開業登録                  |         |                         |
| 1985年4月  | 杉島公認会計士事務所設立<br>現在に至る    |         |                         |

### 【重要な兼職の状況】

・中越パルプ工業株式会社社外取締役

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由と期待される役割

杉島光一氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、長年当社の社外監査役を務めてまいりました。同氏がこれまでに培ったこの経験から、適切な業務執行の監査が期待されることから、新任の監査等委員である社外取締役候補者となりました。



候補者番号

3

みうら けんたろう  
三浦 健太郎 (1972年3月22日生)

新任

社外

独立

### 【略歴、当社における地位および担当】

1995年6月 株式会社ティー・ピー・エス 2014年6月 当社 社外監査役 就任  
研究所監査役 就任  
現在に至る  
現在に至る

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由と期待される役割

三浦健太郎氏は、経営コンサルタントとしての幅広い実績と深い見識に基づき、長年当社の社外監査役を務めてまいりました。同氏がこれまでに培ったこの経験から、適切な業務執行の監査が期待されることから、新任の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

11/11回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 杉島光一氏、三浦健太郎氏の両氏は、社外取締役候補者であり、いずれも当社が定めた「社外取締役独立性基準」の要件を満たしております。
  3. 杉島光一氏、三浦健太郎氏の両氏が社外取締役に就任した場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  4. 杉島光一氏は、社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。
  5. 三浦健太郎氏は、社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります
  6. 当社は、杉島光一氏、三浦健太郎氏の両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の合計額（最低責任限度額）を限度とする契約を締結しております。なお両氏が社外取締役に就任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
  7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者3名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険については、2021年3月29日付で従前の内容で更新されており、1年経過後の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) 社外取締役独立性基準

当社では、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、出身分野における実績と識見を有している者を独立社外取締役に選定しています。具体的には、以下の事項のいずれにも該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

- ・当該社外取締役が、現在および過去10年間に於いて、当社または当社の子会社の業務執行者として在職していた場合
- ・当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社グループにおいて取引があり、直近3事業年度において、その取引金額がいずれかの連結売上収益の2%を1事業年度であっても超える場合
- ・当該社外取締役が、法律、会計の専門家もしくはコンサルタントとして、当社から直接的に直近3事業年度の平均で年額1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬および当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。）を受けている場合
- ・当該社外取締役が、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者であって、当社から受けた報酬が、当該法人、組合等の団体の直近3事業年度の平均で、その年額が、当該法人、組合等の団体の総売上上の2%以上、または1億円以上のいずれか高い方の額を超える場合
- ・当該社外取締役が、現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である場合
- ・当該社外取締役が、直近3年間に於いて、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある場合
- ・当該社外取締役の二親等以内の親族が、現在または過去において、当社または当社の子会社の業務執行者として在職していた場合

(注) この基準において業務執行者とは、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）、執行役、執行役員および部長職以上の管理職を指す。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第59期定時株主総会において、年額880百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額と同額の、年額880百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針は事業報告39頁に記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと10名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2006年6月29日開催の第59期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額75百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、現在、「基本報酬」および「業績連動報酬」により構成されておりますが、本議案は、新たに取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、本制度における報酬の額・内容等は下記2.のとおりであり、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」でご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告39頁に記載のとおりであります。なお、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当該方針を一部変更することを予定しておりますが、変更後の決定方針においても、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とするという基本方針に変更はありません。そのため、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にする本制度の導入は変更後の当該方針にも沿うものであります。また、本議案については指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は7名となります。また、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

|                                                            |                                         |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① 本制度の対象者                                                  | 当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）         |
| ② 対象期間                                                     | 本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日まで     |
| ③ ②の対象期間（3年間）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金264百万円                               |
| ④ 当社株式の取得方法                                                | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                     | 1年あたり8,800ポイント                          |
| ⑥ ポイント付与基準                                                 | 役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与               |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                       | 原則として退任時                                |

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金264百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり受益権

を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社と委任契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金88百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1年あたり8,800ポイントを上限とし、また、業績指標（連結営業利益率その他、取締役会において定める業績指標を用います）が所定の数値を達成していることをポイント付与の条件とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社

株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当てが生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

##### ■営業の全般的状況

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響による個人消費の落ち込み、企業収益の悪化により、極めて厳しい状況で推移いたしました。

海外におきましても、欧米では新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、中国においては生産活動の正常化がいち早く進んでコロナ前の水準を上回るなど、明るい材料も出てまいりました。

このような状況のもと当社グループは、主にスマートフォン市場向け、自動車市場向けおよび産業用機器市場向けのグローバル事業拡大を進めるとともに高度化する市場ニーズへのさらなる迅速な対応を目指し、高付加価値新製品の開発・販売・生産体制の強化を推進してまいりました。

その結果、民生用および産業用機器市場向けビジネスが堅調に推移したため、当期の連結売上収益は、1,335億38百万円（前年同期比9.7%増）、営業利益は278億85百万円（同37.0%増）、税引前利益は283億32百万円（同33.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は199億16百万円（同30.1%増）となりました。

##### ■製品別概況

次に、各製品別の売上概況についてご報告申し上げます。

#### (1) 多極コネクタ

当社の主力製品群であります多極コネクタは、丸形コネクタ、角形コネクタ、リボンケーブル用コネクタ、プリント基板用コネクタ、FPC(フレキシブル基板)用コネクタ、ナイロンコネクタ等多品種にわたります。

主としてスマートフォン、通信機器、カーエレクトロニクス等の分野から計測・制御機器、FA機器および医療機器などの産業用機器等の分野まで幅広く使用されているコネクタであり、今後のさらなる高度情報通信ネットワーク化社会および環境を考慮した省エネ化社会の進展とともに需要の拡大が見込まれております。

当期の連結売上収益は1,197億52百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益は262億95百万円（同35.5%増）となりました。

## (2) 同軸コネクタ

同軸コネクタは、マイクロ波のような高周波信号を接続する特殊な高性能コネクタであり、主にスマートフォンやパソコンなどの無線LANやBluetooth通信のアンテナ接続や自動車でのGPSアンテナ接続として、また無線通信装置や電子計測器の高周波信号接続として使用されるコネクタであります。なお、光コネクタ、同軸スイッチもこの中に含んでおります。

当期の連結売上収益は94億92百万円（前年同期比3.0%減）、営業利益は14億12百万円（同68.7%増）となりました。

## (3) その他の製品

以上のコネクタ製品以外の製品として、マイクロスイッチ類およびコネクタ用治工具類を一括しております。

当期の連結売上収益は42億94百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は1億78百万円（同54.5%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、不透明な状況が予想されます。

また、海外におきましても、一部ワクチン接種は進んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、米中経済摩擦やさまざまな地政学リスクがあり、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような環境の中で当社グループといたしましては、カーエレクトロニクスのさらなる進展に伴う自動車分野での成長および産業用機器・通信用機器分野での拡大ならびに低価格志向によりさらなる価格競争が予想されるスマートフォン等の大量品ビジネスの維持・拡大に注力してまいります。

また、常に最先端の技術を追求し、より効率的な資源の配分と集中化を図り、弛まぬ改善・革新に取り組み、市場ニーズに対応した高付加価値新製品の開発力強化、生産効率化の促進、品質のさらなる向上等コスト競争力を高めるとともに、生産拠点のリスク分散化および今後のビジネスの成長・拡大を目指したグローバル化の推進、国内外における販路の開拓等に努め、利益ある成長を目指して経営基盤の強化を図り、企業価値増大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 財産および損益の状況の推移

| 期 別<br>項 目                                             | 第71期<br>(2018年3月期) |         | 第72期<br>(2019年3月期) | 第73期<br>(2020年3月期) | 第74期<br>(2021年3月期) |
|--------------------------------------------------------|--------------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                                                        | 日本基準               | IFRS    | IFRS               | IFRS               | IFRS               |
| 売上高又は売上収益<br>(百万円)                                     | 125,280            | 125,143 | 124,590            | 121,765            | 133,538            |
| 営業利益<br>(百万円)                                          | 28,649             | 28,064  | 23,157             | 20,358             | 27,885             |
| 経常利益<br>(百万円)                                          | 29,234             | —       | —                  | —                  | —                  |
| 税引前利益<br>(百万円)                                         | 28,392             | 28,015  | 24,671             | 21,205             | 28,332             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社の所有者に<br>帰属する当期利益<br>(百万円) | 19,526             | 19,107  | 17,891             | 15,305             | 19,916             |
| 1株当たり当期<br>純利益又は基本的<br>1株当たり当期利益<br>(円)                | 560.87             | 548.80  | 489.46             | 420.39             | 549.10             |
| 総資産又は資産合計<br>(百万円)                                     | 339,458            | 341,178 | 341,435            | 342,644            | 370,504            |
| 純資産又は資本合計<br>(百万円)                                     | 303,783            | 304,719 | 307,330            | 306,142            | 326,092            |

(注) 1. 第72期より、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

また、第71期についてもIFRSに換算した数値を併せて記載しております。

2. 1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しております。

### 4. 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は145億73百万円であり、金型・治工具および組立機械の取得が中心であります。

### 5. 資金調達の状況

当期の設備投資資金は、全額自己資金をもって充ちいたしました。



## II. 会社の株式に関する事項

### 1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

発行済株式総数、株主数

| 区 分           | 当 期 末 現 在                          |
|---------------|------------------------------------|
| 発 行 済 株 式 総 数 | 36,284,695株<br>(自己株式1,891,247株を除く) |
| 株 主 数         | 3,573名                             |

(注) 2020年6月2日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式総数は前期末（2020年3月31日）より205,878株減少しております。

### 2. 大株主

| 株 主 名                                                          | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------|--------|---------|
|                                                                | 百株     | %       |
| 公 益 財 団 法 人 ヒ ロ セ 財 団                                          | 31,476 | 8.67    |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク<br>ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3 | 29,513 | 8.13    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )               | 25,601 | 7.05    |
| ジ ー プ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク<br>3 8 0 0 5 5                   | 25,005 | 6.89    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 )                          | 19,936 | 5.49    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )                            | 16,320 | 4.49    |
| 有 限 会 社 エ イ チ エ ス 企 画                                          | 12,215 | 3.36    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) 0 7 0 0 0 9 3                  | 8,707  | 2.39    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) 0 7 0 0 0 9 4                  | 8,652  | 2.38    |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会                                      | 8,146  | 2.24    |

(注) 上記大株主10名のほか、当社が自己株式18,912百株を保有しております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 株式の所有者別状況

| 区 分         | 株 主 数           | 持 株 数                 | 持 株 比 率            |
|-------------|-----------------|-----------------------|--------------------|
| 金 融 機 関     | 43 <sup>名</sup> | 128,899 <sup>百株</sup> | 33.76 <sup>%</sup> |
| 証 券 会 社     | 32              | 5,664                 | 1.48               |
| そ の 他 の 法 人 | 167             | 55,725                | 14.60              |
| 外 国 法 人 等   | 548             | 157,513               | 41.26              |
| 個 人 そ の 他   | 2,783           | 33,956                | 8.90               |
| <b>合 計</b>  | <b>3,573</b>    | <b>381,759</b>        | <b>100</b>         |

- (注) 1. 上記のうち100株未満の単元未満株主は689名、その所有株式数は140百株であります。  
 2. 「個人その他」の中に自己株式18,912百株を含んでおります。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

2013年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

|                | 取締役<br>(社外取締役を除く)         |
|----------------|---------------------------|
| 保有者数           | 4名                        |
| 目的である株式の種類および数 | 普通株式 3,080株               |
| 新株予約権の発行価額     | 無償                        |
| 株式の発行価額        | 1株につき13,627円(注)           |
| 新株予約権の行使期間     | 2015年11月2日から2023年10月31日まで |

(注) 1. 当社保有の自己株式を活用した株式の無償割当てを実施したため、2018年4月1日付で新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が1株当たり14,309円から1株当たり13,627円に調整されております。

2. 取締役2名が保有している新株予約権は、使用人として在籍時に付与されたものです。

2014年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

|                | 取締役<br>(社外取締役を除く)        |
|----------------|--------------------------|
| 保有者数           | 1名                       |
| 目的である株式の種類および数 | 普通株式 1,650株              |
| 新株予約権の発行価額     | 無償                       |
| 株式の発行価額        | 1株につき12,300円(注)          |
| 新株予約権の行使期間     | 2016年10月3日から2024年9月30日まで |

(注) 当社保有の自己株式を活用した株式の無償割当てを実施したため、2018年4月1日付で新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が1株当たり12,915円から1株当たり12,300円に調整されております。

## Ⅳ. 会社役員に関する事項

### 1. 当社の取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                                                                        |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石井和徳  | 東北ヒロセ電機株式会社 代表取締役社長<br>郡山ヒロセ電機株式会社 代表取締役社長<br>一関ヒロセ電機株式会社 代表取締役社長<br>ヒロセコリア株式会社 代表理事 |
| 専務取締役    | 中村充男  | 技術本部 本部長 兼 製作本部 管掌                                                                   |
| 取締役      | 桐谷幸雄  | 製作本部 本部長                                                                             |
| 取締役      | 福本広志  | 管理本部 本部長                                                                             |
| 取締役      | 佐藤博志  | 営業本部 本部長                                                                             |
| 取締役      | 李相燁   | ヒロセコリア株式会社 代表理事社長                                                                    |
| 取締役      | 堀田健介  | 株式会社堀田総合事務所 代表取締役会長<br>セーレン株式会社 社外取締役                                                |
| 取締役      | 元永徹司  | 株式会社イクティス 代表取締役<br>医療法人社団慶成会 監事<br>一般社団法人ファミリービジネス研究所 代表理事                           |
| 取締役      | 西松正記  |                                                                                      |
| 常勤監査役    | 千葉良一  |                                                                                      |
| 監査役      | 杉島光一  | 中越パルプ工業株式会社 社外取締役                                                                    |
| 監査役      | 三浦健太郎 |                                                                                      |

(注) 1. 当期中の異動は次のとおりであります。

就任

2020年6月26日開催の第73期定時株主総会において、新たに西松正記氏が取締役に選任され、就任いたしました。

退任

2020年6月26日をもって、岡野広明氏は取締役を退任いたしました。

2. 取締役 堀田健介氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。

同氏の重要な兼職先である株式会社堀田総合事務所、セーレン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

3. 取締役 元永徹司氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。

同氏の重要な兼職先である株式会社イクティス、医療法人社団慶成会、一般社団法人ファミリービジネス研究所と当社との間には特別な関係はありません。

- 取締役 西松正記氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
- 監査役 杉島光一氏および三浦健太郎氏の両氏は、社外監査役であります。なお、杉島光一氏および三浦健太郎氏の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。  
杉島光一氏の重要な兼職先である中越パルプ工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- 監査役 杉島光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 代表取締役社長 石井和徳氏は、東北ヒロセ電機株式会社、郡山ヒロセ電機株式会社、一関ヒロセ電機株式会社の代表取締役社長、ヒロセコリア株式会社の代表理事を兼務しております。
- 取締役 李相燁氏は、ヒロセコリア株式会社の代表理事社長を兼務しております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 155<br>(30)     | 128<br>(30)      | 27<br>(-) | 10<br>(3)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 29<br>(8)       | 23<br>(8)        | 5<br>(-)  | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 183<br>(35)     | 151<br>(38)      | 32<br>(-) | 13<br>(5)             |

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2006年6月29日開催の第59期定時株主総会において、取締役の報酬限度額(年額)は880百万円、監査役の報酬限度額(年額)は75百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。
4. 上記金額には、役員賞与引当金として未払相当分とした金額(85百万円)を含んでおります。
5. 業績連動報酬等は連結営業利益率を指標として算出しており、当期実績は20.9%となりました。

## 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### (1) 決定方針の決定の方法

価値ある成長によりハイフライヤーであり続けるためのインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)について指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議いたしました。

## (2) 決定方針の内容の概要

### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、非常勤取締役と監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととする。

### ②基本報酬の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（現金）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、通算12か月の連結営業利益率の達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。基準となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。非金銭報酬等(株式報酬)は、支給しない。

### ④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額に対する割合の方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を基本として役員個人の報酬等の内容を決定することとする。なお、業績指標（KPI）達成時の報酬の割合は、基本報酬50%、賞与50%を目安とする。

### ⑤個人別報酬等の内容についての方針

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および当社の業績を踏まえた賞与の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

#### ⑥任意の指名報酬委員会に関する方針

当社では、取締役会の機能独立性・客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役報酬規則等の改定についての検討や、報酬額の確認などを行い、その結果を取締役に答申する。

- (3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が取締役報酬規則等の改定についての検討や、報酬額の検討・確認などを行い、その結果を取締役に答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長 石井和徳氏は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を基本として役員個人別の報酬等の内容を決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

- (注) 当社は、本総会終了後の取締役会において取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬構成を基本報酬、業績連動報酬（賞与）および業績連動型株式報酬にする等、本方針の一部変更を予定しております。

## 4. 社外役員に関する事項

主な活動状況

・社外取締役

| 氏名      | 出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 堀田 健介   | 当期開催の取締役会11回にすべて出席し、主に他社における経営経験から発言を行っております。堀田健介氏は、社外取締役就任以降、経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。                    |
| 元 永 徹 司 | 当期開催の取締役会11回にすべて出席し、主に経営コンサルタントとしての幅広い実績と深い見識から発言を行っております。元永徹司氏は、社外取締役就任以降、経営コンサルタントとしての幅広い実績と深い見識に基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。 |
| 西 松 正 記 | 昨年6月に取締役就任した後に開催された取締役会9回にすべて出席し、主に他社における経営経験から発言を行っております。西松正記氏は、社外取締役就任以降、経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。       |

・ 社外監査役

| 氏名        | 出席状況および発言状況                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 杉 島 光 一   | 当期開催の取締役会11回、監査役会5回にすべて出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。     |
| 三 浦 健 太 郎 | 当期開催の取締役会11回、監査役会5回にすべて出席し、主に経営コンサルタントとしての幅広い経験から発言を行っております。 |

## 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の合計額（最低責任限度額）を限度とする契約を締結しております。

## 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員および子会社の取締役、監査役、執行役員であります。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 報酬等の額

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 当期に係る会計監査人としての報酬等の額              | 66百万円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 66百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の連結子会社である、ヒロセヨーロッパB.V.はKPMG ACCOUNTANTS N.V.、廣瀬電機香港貿易有限公司はKPMG Hong Kong、広瀬（中国）企業管理有限公司はDeloitte Touche Tohmatsu CPA Ltd.、ヒロセコリア株式会社はKPMG SAMJONG Accounting Corp.の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載されている株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。金額については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
流動資産	248,047	流動負債	32,012
現金及び現金同等物	57,837	営業債務及びその他の債務	19,511
営業債権及びその他の債権	36,620	リース負債	821
棚卸資産	16,915	その他の金融負債	102
その他の金融資産	131,274	未払法人所得税	6,532
その他の流動資産	5,401	その他の流動負債	5,046
非流動資産	122,457	非流動負債	12,400
有形固定資産	61,182	リース負債	3,581
使用権資産	4,357	その他の金融負債	134
無形資産	3,295	退職給付に係る負債	320
その他の金融資産	48,918	繰延税金負債	7,616
繰延税金資産	2,515	その他の非流動負債	749
退職給付に係る資産	1,780	負債合計	44,412
その他の非流動資産	410	資本	
資産合計	370,504	親会社の所有者に帰属する持分	326,092
		資本金	9,404
		資本剰余金	11,230
		利益剰余金	317,265
		自己株式	△21,874
		その他の資本の構成要素	10,067
		資本合計	326,092
		負債及び資本合計	370,504

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上収益	133,538
売上原価	76,869
売上総利益	56,669
販売費及び一般管理費	30,190
その他の収益	1,935
その他の費用	529
営業利益	27,885
金融収益	1,051
金融費用	604
税引前利益	28,332
法人所得税費用	8,416
当期利益	19,916
当期利益の帰属 親会社の所有者	19,916

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	資本合計
2020年4月1日残高	9,404	11,293	308,343	△24,456	1,557	306,141	306,141
当期利益			19,916			19,916	19,916
その他の包括利益					8,515	8,515	8,515
当期包括利益合計	-	-	19,916	-	8,515	28,431	28,431
剰余金の配当			△8,704			△8,704	△8,704
自己株式の取得		△0		△8		△8	△8
自己株式の処分		23		209		232	232
自己株式の消却		△2,381		2,381		-	-
利益剰余金への振替		2,295	△2,290		△5	-	-
所有者との取引額等合計	-	△63	△10,994	2,582	△5	△8,480	△8,480
2021年3月31日時点の残高	9,404	11,230	317,265	△21,874	10,067	326,092	326,092

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	103,869	流 動 負 債	14,989
現金及び預金	66,893	買掛金	7,471
受取手形	6,502	未払金	1,881
売掛金	19,091	未払費用	275
商蔵品	5,488	未払法人税等	3,617
貯蔵品	58	預り金	56
前払費用	456	賞与引当金	1,454
未収入金	5,266	役員賞与引当金	85
その他流動資産	115	その他の	150
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	3,736
固 定 資 産	49,315	長期預り保証金	25
有 形 固 定 資 産	13,970	繰延税金負債	3,711
建物及び構築物	5,436	負 債 合 計	18,725
機械装置	1,107	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	0	株 主 資 本	125,044
工具、器具及び備品	1,876	資本金	9,404
土地	4,478	資本剰余金	12,007
建設仮勘定	1,073	資本準備金	12,007
無 形 固 定 資 産	2,846	利益剰余金	125,507
ソフトウェア	1,841	利益準備金	1,605
ソフトウェア仮勘定	992	その他利益剰余金	123,902
その他の	13	固定資産圧縮積立金	773
投 資 其 他 の 資 産	32,499	別途積立金	122,800
投資有価証券	20,481	繰越利益剰余金	329
関係会社株式	10,685	自己株式	△21,874
長期前払費用	128	評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,301
前払年金費用	718	その他有価証券評価差額金	9,301
敷金及び保証金	67	新 株 予 約 権	114
その他の	444	純 資 産 合 計	134,459
貸倒引当金	△24	負 債 及 び 純 資 産 合 計	153,184
資 産 合 計	153,184		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		105,872
売上原価		76,086
売上総利益		29,786
販売費及び一般管理費		19,790
営業利益		9,996
営業外収益		
受取利息・配当金	877	
為替差益	358	
その他の営業外収益	700	1,935
営業外費用		
その他の営業外費用	62	62
経常利益		11,869
特別利益		
保険料収入	52	
その他の特別利益	1	53
特別損失		
固定資産除却損	227	
投資有価証券売却損	4	231
税引前当期純利益		11,691
法人税、住民税及び事業税	3,418	
法人税等調整額	21	3,439
当期純利益		8,252

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	其 他 利 益 剰 余 金
			その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		
			自己株式処 分差益		利 益 剰 余 金	其 他 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	9,404	12,007	-	12,007	1,605	783
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				-		
圧縮積立金の積立・取崩				-		△9
当期純利益				-		
自己株式の取得				-		
自己株式の処分			73	73		
自己株式の消却			△2,381	△2,381		
自己株式処分差額の振替			2,308	2,308		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△9
当 期 末 残 高	9,404	12,007	-	12,007	1,605	773

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
	其 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	122,800	3,079	128,267	△24,456	125,222	8,318	178	133,718
当 期 変 動 額								
剰余金の配当		△8,704	△8,704		△8,704			△8,704
圧縮積立金の積立・取崩		9	-		-			-
当期純利益		8,252	8,252		8,252			8,252
自己株式の取得			-	△8	△8			△8
自己株式の処分			-	209	283			283
自己株式の消却			-	2,381	-			-
自己株式処分差額の振替		△2,308	△2,308		-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-	-	-	983	△63	920
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,751	△2,760	2,582	△178	983	△63	742
当 期 末 残 高	122,800	329	125,507	△21,874	125,044	9,301	114	134,459

（注）記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ヒロセ電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池田 幸恵 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ヒロセ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ヒロセ電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 泰行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田 幸恵 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、合理的過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法・内容及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

ヒロセ電機株式会社 監査役会

常勤監査役 千 葉 良 一 ㊟

社外監査役 杉 島 光 一 ㊟

社外監査役 三 浦 健太郎 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

八芳園 本館2階「サンライト」



会場

東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 2階サンライト

電話 03 (3443) 3111

交通

会場まで 東京メトロ南北線
都営三田線

「白金台」駅下車 2番出口より徒歩7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。